

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）
総括研究報告書

児童福祉施設における栄養管理のための研究

研究代表者 村山 伸子（新潟県立大学）

研究要旨

目的：具体的な目的は、児童福祉施設に通う子どもの発育、食事と其中での給食の役割を、家庭の社会経済的条件との関連をふまえて、明らかにすること。児童福祉施設の栄養管理の質の向上のために、給食の提供基準を検討すること。

方法：1年目は、研究1．児童福祉施設（保育所）の栄養管理の実態調査を実施した。全国を8つのブロックに分け（北海道、東北、関東甲信越、近畿、東海、中国・四国、九州、沖縄）、各ブロックから1都道府県を選び、その中の政令市または中核市（札幌市、仙台市、川崎市、浜松市、堺市、松山市、熊本市、那覇市）にある全ての全ての認可保育所、保育園型認定子ども園、幼保連携型認定子ども保育園を対象とした。2019年8月～10月に質問紙を郵送法で1537施設に配布した。さらに、次年度計画している研究2．児童福祉施設（保育所）を利用する園児の食事調査について、8ブロックの内、2市について先行して実施した。

結果：研究1では、1537施設のうち979施設から回答を得た（回収率63.7%）。その内、運営形態に回答のあった962施設（62.6%）を解析した。運営形態は、公立19.8%、私立80.2%であり、認可保育園が72.9%であった。給食形態は完全給食の施設が公立54.5%、私立84.2%であった。栄養状態等のアセスメントとして、身長、体重の把握、昼食の摂取状況の把握はほとんどの施設で実施されていたが、給与栄養目標量の設定や見直しに結び付いていなかった。完全給食の場合、おやつを含む給与栄養目標量は、ミネラル、ビタミンは1日当たりの食事摂取基準の40～50%以上であり、給与量はエネルギー、カルシウム、食塩相当量を除き、給与目標量以上であった。たんぱく質は食事摂取基準の約90%の給与目標量、給与量であった。さらに、栄養管理加算、管理栄養士・栄養士の雇用の有無で栄養管理の実施状況の違いがみられ、栄養管理加算の認定なしに比べて、認定ありの施設、また、管理栄養士や栄養士の雇用なしに比べて、雇用されている施設では栄養管理が良好であった。研究2では、園児の食事調査等の調査票、方法を検討、実施し確定した。

結論：研究1より、保育所等の栄養管理の実施状況では、対象者の身体状況の定期的な把握や給食の摂取状況の把握のアセスメントは実施されていたが、その結果は給与栄養目標量の設定や評価、見直しに必ずしも結びついておらず、栄養管理のPDCAサイクル化に課題が認められた。栄養管理のPDCAが実施される条件として栄養管理加算の認定、管理栄養士や栄養士の雇用が示唆された。栄養管理加算の認定、管理栄養士等の配置を推進しつつ、それを活かした栄養管理のPDCA手法について、ガイドラインの見直しが必要であると考えられた。研究2より、園児の食事調査の方法について決定し、次年度の調査のベースができた。

研究分担者

石田裕美 女子栄養大学・教授
由田克士 大阪市立大学大学院・教授
野末みほ 常葉大学・准教授
原 光彦 東京家政大学・教授
阿部 彩 東京都立大学・教授
緒方裕光 女子栄養大学・教授

A. 研究目的

日本において健康格差は、社会的に対処すべき喫緊の課題となっている。子どもの貧困率は13.9%(2015年)と先進国の中でも高く、家庭の社会経済的要因により、子どもの食事や健康にも影響があることが懸念される。

特に社会経済的に困難な子どもでは、保育所をはじめとする児童福祉施設での給食が、必要な栄養の確保に重要であることが考えられる。しかし、これらを実証した研究はみられない。

さらに、児童福祉施設の食事の提供にあたっては、必要な各種栄養素等の量が1日単位で示されている「日本人の食事摂取基準」を参考に、各施設が提供する給食等の給与栄養量の目標を設定することになっている。しかし、どの程度の給与量が設定され、調理を経た後の実際の食事としてどの程度提供されているかの実態は不明であることから、児童福祉施設の栄養管理の検証が必要である。

具体的な目的は、児童福祉施設に通う子どもの発育、食事とその中での給食の役割を、家庭の社会経済的条件との関連をふまえて、明らかにすること。児童福祉施設の栄養管理の質の向上のために、給食の提供基準を検討すること。本研究は、健やか次世代育成の政策を学術面からサポートす

る役割をもち、児童福祉施設や子どもの実態を把握し分析する。

3年間の全体計画で、目的については保育所等の児童福祉施設の園児の食事の調査を実施し、目的については厚生労働省から告示された「食事摂取基準2020年版」を用いて、1食(昼食+おやつ)提供施設(主に保育所)の給食摂取基準を検討する。その際に、現在の保育所における給与栄養量の目標の設定状況や実際の値を調査し、適用する際の課題の整理もあわせておこなう。令和元年度は、目的については、全国8市の保育所等の児童福祉施設(全数調査)の栄養管理の実態調査を行った(研究1)。さらに、次年度に計画していた目的の調査について、調査方法について検討・確定するため、前倒し2地域で調査を実施した(研究2)。

B. 方法

1. 児童福祉施設の栄養管理の実態調査 (石田、野末、原、阿部、緒方、村山)

対象・方法・回収状況：

全国を8つのブロックに分け(北海道、東北、関東甲信越、近畿、東海、中国・四国、九州、沖縄)各ブロックから1都道府県を選び、その中の政令市または中核市(札幌市、仙台市、川崎市、浜松市、堺市、松山市、熊本市、那覇市)にある全ての認可保育所、保育園型認定子ども園、幼保連携型認定子ども保育園を対象とした。2019年8月~10月に質問紙(本報告書最後に添付)を郵送法で1537施設に配布した。

調査項目

栄養管理の実施状況：給食の給与栄養量の目標、給食の実施状況、給食の運営形態、給食の形態、栄養管理の実施状況、給食と食育を活用した栄養管理のPDCA、食物アレ

ルギーの対応方法、低所得や外国人の子どもへの対応等

条件：施設の形態（公立・私立）、食数規模、管理栄養士・栄養士の有無、母子保健行政との連携状況等

調査にあたっては公益社団法人日本栄養士会、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人 全国私立保育園連盟、自治体等の協力を得た。

2 . 児童福祉施設（保育所）を利用する園児の食事調査（由田、佐々木）

自宅等で保護者から提供される食事や間食と保育所等で提供される食事や間食を明確に区別するとともに、日本人の食事摂取基準を考慮した評価・検証を行うため、児が保育所へ通所する日（平日）と通所しない日（休日）における各々の習慣的な摂取量を推定する必要があることから、連続しない平日 2 日と休日 2 日間について、食事記録法による調査を全国 8 ブロックで実施することとした。

C . 結果

1 . 児童福祉施設の栄養管理の実態調査

1) 給食をとおした栄養管理の課題

対象 1537 施設のうち 979 施設から回答を得た（回収率 63.7%）。このうち運営形態に回答のあった 962 施設（62.6%）を解析対象とした。運営形態は、公立 19.8%、私立 80.2%であり、認可保育園が 72.9%であった。常勤で栄養士等がいる施設は、公立 58.4%、私立 79.1%であった。給食は、自園調理が公立、私立ともに 90%以上であり、ほとんどの施設が開園している日は昼食と午後のおやつを提供していた。給食形態は完全給食の施設が公立 54.5%、私立 84.2%であった。栄養状態等のアセスメントとし

て、身長、体重の年に複数回の把握、昼食の摂取状況の把握はほとんどの施設で実施されていたが、給与栄養目標量の設定や見直しに結び付いていなかった。完全給食の場合、おやつを含む給与栄養目標量は、食塩相当量を除き、ミネラル、ビタミンは 1 日当たりの食事摂取基準の 40~50%以上であり、給与量はエネルギー、カルシウム、食塩相当量を除き、給与目標量以上であった。たんぱく質は食事摂取基準の約 90%の給与目標量、給与量であった。3 歳以上児の給食は、まとめて調理し年齢によって配食量を調整し、個別の提供量は、保育士等が児童の嗜好等や体調によって量の調整をしていた。

2) 栄養管理の実施に関連する条件の検討

栄養管理加算、管理栄養士・栄養士の雇用と栄養管理の実施状況との関連を検討した。

栄養管理加算の認定有の施設は、無の施設に比べて、給与栄養目標量の設定及び給与栄養目標量の見直しの実施率が高く、栄養管理の PDCA の実施率が高かった。

管理栄養士や栄養士の雇用有の施設は無の施設に比べて、私立において、肥満ややせの判定や成長曲線の作成を全員の児に実施している割合が高く、栄養管理の PDCA の実施率が高かった。

2 . 児童福祉施設（保育所）を利用する園児の食事調査

調査票の作成、実施方法について検討した。近畿ブロックと東北ブロックの 2 ブロックに所在する 11 施設の保育所で調査を計画し、261 名の協力を得た。調査済みのデータについては、データクリーニングと分析を行う。また、2020 年度には他のブロックにおいて調査を実施するため、準備を進める。

D . 考察

1 . 児童福祉施設の栄養管理の実態調査

食事摂取基準を活用し、児童の習慣的な栄養素等摂取量への給食の寄与を考慮しつつ、发育状況の把握結果に応じた給与栄養目標量の設定や見直しの具体的方法について検討するとともに、それを実践できる人的資源の確保の実現にむけての課題を明確にする必要がある。

栄養管理加算の認定なしに比べて、認定ありの施設、また、管理栄養士や栄養士の雇用なしに比べて、雇用されている施設では栄養管理が良好であった。

2 . 児童福祉施設(保育所)を利用する園児の食事調査

近年の社会・経済状況を考慮すると保育所に児を預ける現代の保護者世代は、以前に比べ時間的な余裕や食に関する関心が低下していることが考えられる。このため、全般的に低値の同意(協力率)に留まったのではないかと考察される。2020 年度に実施予定の地域ブロックにおいては、早い段階から対象保育所や保護者に対しての情報伝達を行うとともに、地域的な特性を考慮しつつ保護者世代の関心を引くようなアプローチによって調査への協力を高められるような取り組みが求められる。

E . 結論

1 . 児童福祉施設の栄養管理の実態調査

1) 給食をとおした栄養管理の課題

研究 1 より、保育所給食を活用した栄養管理の実施状況は、対象者の身体状況の定期的な把握や給食の摂取状況の把握といったアセスメントは実施されていたが、その結果は給与栄養目標量の設定や評価、見直

しに結びついていないと考えられた。すなわち、栄養管理の PDCA サイクル化に課題が認められた。

2) 栄養管理の実施に関連する条件の検討

栄養管理加算の認定なしに比べて、認定ありの施設、また、管理栄養士や栄養士の雇用なしに比べて、雇用されている施設では栄養管理が良好であった。このことから栄養管理の PDCA が実施される条件として、栄養管理加算、管理栄養士や栄養士の雇用がある可能性が示唆された。

2 . 児童福祉施設(保育所)を利用する園児の食事調査

兵庫県明石市に所在する保育所 4 施設、ならびに宮城県仙台市に所在する保育所 7 施設に通所する幼児 261 名を対象に食事記録法による食事調査を実施することを通して、園児の食事調査の方法について決定し、次年度の調査のベースができた。

今後、データクリーニングを行った後、詳細な分析を実施する。2020 年度には他のブロックにおいて調査を実施するため、準備を進める。

F . 健康危機情報

該当事項なし

G . 研究発表

1 . 論文発表

該当事項なし

2 . 学会発表

該当事項なし

H . 知的財産権の出願・登録状況

該当事項なし